

「「ふく育」親子イベント事業」企画・運営業務委託仕様書

1 業務名

「「ふく育」親子イベント事業」企画・運営業務（以下、「本業務」という）

2 業務の目的

本事業は、主に県内の若者や子育て当事者が、子育て世帯向け親子イベントを通して子育ての楽しさや幸せを実感し、こどもをもつことや本県での子育てに対する前向きなイメージの醸成・ワクワク感の増大を図ることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の目的を理解し、下記の事業にかかる業務を行うものとする。

（1）子育て応援親子イベントの開催

- ・県内在住の子育て世帯等に「ふく育県」の魅力を伝えるとともに、「こどもが主役」をコンセプトとし、参加者が交流や遊びを通じて子育ての楽しさやこどもをもつことの喜び等を実感し、前向きなイメージの醸成やワクワク感の増大につながるような内容を企画提案すること。
- ・開催日は令和8年2月7日（土）、2月8日（日）、2月11日（水・祝）の中から1日実施することとし、時間帯は、福井県児童科学館の開館時間内（午前9時30分から午後5時まで）で7時間程度の実施を企画すること。
- ・場所は「福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）」とし、使用する部屋等はあらかじめ県と協議の上、決定すること。
- ・イベントの内容等は1日当たり1,000名程度の参加者を想定したものとする。
- ・イベントの主旨に沿った内容や、子育てに関する著名人の招聘等を企画提案すること。
- ・日頃より施設の利用頻度の高い未就学児およびその保護者に加え、これまで施設の利用機会が比較的少なかった年代（例：小学校高学年・中学生やその保護者、祖父母世代など）の来館促進につながるような企画内容とすること。
- ・施設の特徴（科学・体験・遊び・学びの融合、広大な屋外スペース、プラネタリウム等）を活かし、年齢や興味関心の異なる層にも魅力的に映るイベント構成とすること。
- ・様々な媒体を活用して効果的にイベントの周知を行い、参加者を募ること。
- ・開催の詳細については、県と協議の上、別途調整すること。

（2）「こどもファースト意見発信事業」成果報告会の開催

- ・上記（1）のイベントと併せて、県が実施する「こどもファースト意見発信事業」の成果報告会を会場内で開催すること
- ・成果報告会は、別途県から提示する内容を基に企画することとし、開催時間は1時間程度とし参加者の規模は5名から10名程度を想定すること。また、Web配信などの手法を活用し、広く活動を周知すること。

(3) イベント会場における県の子育て支援策（ふく育県）の情報発信

- ・ イベント開催に併せて、会場内で、県が実施する子育て支援策（ふく育県）等の情報を県が所有する広報媒体をベースに活用しながら、子育て当事者の視点に立って分かりやすく、かつ効果的に発信する方法について企画すること。
- ・ 発信する情報については、県と協議の上、別途調整すること。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること。

6 県との協議等

- ・ 受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と密に打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務を遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・ 本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に業務を進めること。また、県から協議または打合せを求めた場合においても、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・ 受託者は、県および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- ・ 業務の実施にあたって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

7 業務報告の作成

受託者は、令和8年3月31日までに次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

- ・ 本業務の実施内容
- ・ 本業務に要した費用の内訳
- ・ 実施した業務の一覧およびその成果
- ・ 下記の月例業務報告のまとめ
- ・ その他事業実施の説明に必要な資料

8 情報発信および成果品の使用について

- ・ 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については予算額に含むものとする。
- ・ 本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては事業受託者と協議のうえ決定する。
- ・ 本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。
- ・ 次年度以降のプロモーション等でも利用が可能なものとする。

9 その他留意事項

- ・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関し協議を求める場合がある。その場合は、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等については、原則として受託者が代行して行うこと。
- ・受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、第三者に漏洩することが無いよう厳重に取り扱うこと。
- ・契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。